

令和2年4月22日発行

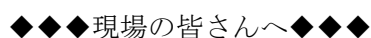


農業担い手メールマガジン臨時号（第303号）



<トピックス>

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた農業者の方の農業保険の保険料等の支払い期限を延長します
2. 「シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業」の第2回目の募集を開始しました！



【1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた農業者の方の農業保険の保険料等の支払い期限を延長します】

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入保険の保険料等や、農業共済の共済掛金の支払いが困難であることの申出を農業共済組合に行っていたいただいた農業者の方を対象に、

1. 収入保険については、保険料、積立金、付加保険料（事務費）の支払期限を、保険期間を開始する日から起算し、11ヶ月を経過する日を限度に延長します。
2. 農業共済のうち、
 - ア 農作物共済、畑作物共済、果樹共済については、共済掛金の支払期限を、品目ごとに、収穫期の1ヶ月前までを限度に、最長令和2年9月30日まで
 - イ 家畜共済、園芸施設共済については、共済掛金の支払期限を、令和2年9月30日まで延長します。

また、対面での加入申請手続きが困難な方につきましては、電話加入申込みを承ります（申請書類は後日提出いただきます。 ）。

詳しくは、お近くの農業共済組合等にお問い合わせください。

◇詳細及び農業共済組合等の相談窓口はこちら

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/attach/pdf/index-134.pdf>

◇新型コロナウイルスに関する収入保険のQ&Aはこちら

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/attach/pdf/index-129.pdf>

◇お問い合わせ先

農林水産省経営局保険監理官総務班（担当：海老原）

TEL：03-3502-7380

【2. 「シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業」の第2回目の募集を開始しました！】

農林水産省は、50代の就農希望者に対する営農技術習得のための研修費用の助成を行う「シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業」について、令和2年4月16日（木）から令和2年5月15日（金）まで募集しております。

募集要領や申請書類は、全国新規就農相談センターホームページ又は各都道府県の農業会議で入手できますので、ご興味のある方はお問い合わせ願います。

また、お近くに50代の就農希望者がおられましたら、是非お知らせ下さい。

◇詳細はこちら

（農林水産省 HP 公式プレスリリース）

<https://www.maff.go.jp/j/press/keiei/zinzai/200416.html>

（全国新規就農相談センター HP）

<https://www.be-farmer.jp/service/senior/>

◇お問い合わせ先

農林水産省経営局就農・女性課雇用・労働グループ

TEL：03-6744-2162



- 電子出版：農業担い手メールマガジン
- 発行日：毎月1回発行
- 発行元：農林水産省経営局経営政策課 担当：小川、山本、三上

☆ このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

→ https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyou/hyousyou_merumaga.html

☆ このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

→ <https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

